記者発表資料

令和2年4月25日

疾病,感染症对策室感染症对策班

担当:小山·浅川

電話:022-211-2632

## 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)患者の発生について

今般,宮城県内におきまして,85例目の新型コロナウイルス感染症患者が確認されました。患者の概要は以下のとおりです。

## 1 患者の概要

- (1) 年 代 20代
- (2) 性 別 女性
- (3) 国籍 日本
- (4)職業飲食店従業員
- (5)居住地 塩釜保健所管内(多賀城市)
- (6)症状 発熱,下痢,味覚・嗅覚異常
- (7) 経 過 4月12日 下痢
  - 15日 発熱 (38℃台)
  - 16日 解熱
  - 18日 味覚・嗅覚異常出現
  - 20日 下痢症状消失
  - 24日 医療機関①を受診。医療機関①から帰国者・接触者相談センターに相談。 (検体採取)
  - 25日 検査の結果, 陽性が判明。
- (8) 海外渡航歴 発症前2週間における海外渡航歴は無い。
- (9)接触歷 現在調査中。
- (10) 行動歴 ・症状出現2日前(4月10日) 以降の出勤は4月14日と4月17日。
  - ・通勤の際には公共交通機関を利用していない。
  - ・上記以外の外出はなし。
- (11) 濃厚接触者 ・同居家族
  - ・その他の濃厚接触者については現在調査中。
- (12) 現在の状況 ・入院先の感染症指定医療機関等を調整中。
  - ・重篤な状態ではない。

## 2 県民の皆様へ

県といたしましては、関係機関と連携を密にし、感染拡大防止に取り組んでまいります。また、感染者の増加に備え、県民の命を守るため、医療機関及び県医師会などから協力を得ながら、医療体制を早急に整備してまいります。

県民の皆様におかれましては、引き続き、咳エチケットや手洗いの徹底などの通常の感染症対策に努めていただき、冷静に行動していただきますようお願い申し上げます。

また現在、宮城県は緊急事態宣言の対象区域に指定されており、5月6日(水)までの間、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項による外出の自粛要請並びに同法第24条第9項による催物開催自粛及び施設の使用停止の要請を行っておりますので、皆様の御協力をお願い申し上げます。

なお、気になる症状がある方におかれましては事前にコールセンターへご相談願います。

(裏面に続く)

## 【報道機関の皆様へ】

感染症予防啓発及び個人情報保護等に基づき、必要と判断した範囲で、迅速かつ的確に情報提供するよう努めますので、報道各社におかれましては、患者の居住地を市町村名まで公表していることを踏まえ、患者及び関係者等のプライバシーに特段の御配慮をお願い申し上げます。

また、円滑な医療提供に支障が生じるおそれがありますので、医療機関への取材に関しましても控えていただきますようお願い申し上げます。